

## 禁止広告物

次に該当する屋外広告物は掲出できません。

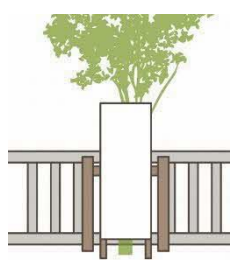
- ① 著しく汚染し、退色し、または塗料等のはく離したものの
- ② 著しく破損し、または老朽化したものの
- ③ 倒壊または落下のおそれがあるものの
- ④ 信号機もしくは道路標識に類似し、またはこれらの効用を妨げるおそれのあるものの
- ⑤ 道路交通の安全を阻害するおそれのあるものの

## 禁止物件

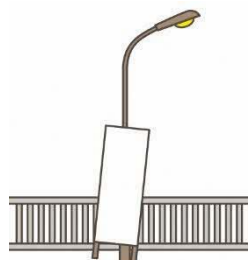
次の物件には、屋外広告物は掲出できません。(適用除外の対象となる屋外広告物は除きます)

- ① 街路樹、路傍樹
- ② 橋りょう、地下道の上屋
- ③ トンネル、高架構造物、道路の分離帯、道路・鉄道の擁壁
- ④ 街灯(道路管理者が設置するもの)、信号機、道路標識
- ⑤ 道路上の柵、駒止め
- ⑥ 消火栓、火災報知器
- ⑦ 郵便ポスト、電話ボックス
- ⑧ 送電塔、送受信塔
- ⑨ 形像、記念碑
- ⑩ 景観法第19条第1項の規定により指定された景観重要建造物及び同法第28条第1項の規定により指定された景観重要樹木
- ⑪ 市長が指定する物件

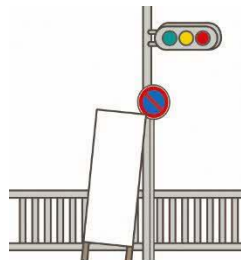
簡易広告物(はり紙、はり札、広告旗、立看板)は、上記の物件に加えて電柱、電話柱、街灯(道路管理者が設置するものでないもの)、アーケード柱、アーチにも掲出できません。(適用除外の対象となる屋外広告物は除きます)



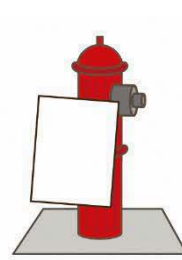
街路樹



街灯



信号機・道路標識



消火栓



郵便ポスト